

各市町村
衛生主管部（局）担当課長 様
福祉主管部（局）担当課長 様

北海道保健福祉部
地域医療推進局医務薬務課長
地域安全局地域保健課長
福祉局障がい者保健福祉課長
高齢者支援局高齢者保健福祉課
介護運営担当課長

医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業について

本年9月9日開催の「第4回物価・賃金・生活総合対策本部」において、物価高騰に対する追加策として、「電力・ガス・食料品等価格高騰支援地方交付金」が創設され、医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する推奨事業メニューが提示されたところであり、医療機関等の負担軽減に向け、当該交付金の積極的な活用を検討するよう通知があったところです。

道では、電気料金高騰の影響を受けている医療機関や介護・障害福祉施設などの負担軽減を図るため、電気料金高騰分に対し支援することとし、北海道議会第3回定例会へ補正予算案を提出し、先般、議決されたところです。

つきましては、道が実施する事業について御承知おきいただくとともに、今後の事業実施に当たり、対象施設等への周知について御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 事業概要

(1) 事業名

医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業

(2) 事業内容

物価高騰の影響により、電気料金の負担が増加している医療機関等を対象として、継続的なサービスの提供を支援するため、交付金を支給。

【単位：円】

区 分		単 価	考え方
医療機関	病院	12,000	病床当たり単価
	有床診療所	200,000	施設当たり単価 (利用者数による影響が小さい施設)
	無床診療所	100,000	
	薬局、訪問看護、助産所	50,000	
介護・障害福祉施設	居宅	50,000	定員当たり単価 (利用者数による影響が大きい施設)
	通所	5,000	
	入所	10,000	

(3) 対象施設等

ア 医療関係

保険医療機関（診療所、歯科診療所、病院、訪問看護事業所）、保険薬局、助産所

イ 障害関係

・道内の指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所（基準該当含む）

※空床利用型短期入所は除く

※多機能型事業所については、1事業所として対応

※介護事業所と障害福祉サービスが一体となって指定を受けている場合は介護事業所での対応

- ・道内の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設
※障害者支援施設については、日中活動系サービスを含めて1事業所として対応
- ・道内の指定一般・特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所

ウ 介護関係

- ・道内の指定介護サービス事業所
※市町村設置事業所、空床利用型短期入所生活介護、みなし対象サービス、介護予防は除く
※病院、診療所又は薬局が設置者の訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所リハ、介護療養型医療施設については、医療機関での対応
- ・軽費老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム

2 問い合わせ先

事業内容等については、次の各担当までお問い合わせください。

【医療機関（歯科を除く）】

医務薬務課企画調整係 主査 三好 陽子
電話（代表）011-231-4111 内線 25-350
電話（直通）011-204-5989

【医療機関（歯科）】

地域保健課健康づくり係 主任技師 永井 伯弥
電話（代表）011-231-4111 内線 25-528
電話（直通）011-232-2013

【障害施設】

障がい者保健福祉課事業指導係 係長 小林 祐之
電話（代表）011-231-4111 内線 25-219
電話（直通）011-204-5075

【介護施設】

高齢者保健福祉課事業指定係 係長 岸部 圭介
電話（代表）011-231-4111 内線 25-681
電話（直通）011-204-5935